

# 一般社団法人日本障害者カヌー協会 強化指定選手規程

## 第一章 選手の登録及び義務

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本障害者カヌー協会(以下「本会」という)が国際的レベルの選手を体力・気力・技術面で育成、強化するための選手強化事業、強化指定選手の認定基準、強化指定選手の受益及び義務を定めることを目的とする。

(選手強化事業とは下記のことを言う)

第2条 第1条の目的達成のため、本会は次の事業を企画実行する。

- 1 講習会(個人レッスン、グループレッスン)
- 2 強化合宿、強化練習、海外研修、海外遠征
- 3 科学的トレーニングの実施及び応用
- 4 その他本会が必要と認める事業

### (礼節)

第3条 強化指定選手は礼節を尊重し社会的規範を守り、全選手の模範にならなければならない。

(強化指定選手の受益)

第4条 強化指定選手は、第2条に記載する本会が行う選手強化事業への参加などの利益を受けることができる。

### (強化指定選手の認定基準)

第5条 強化指定選手は、強化指定選手としての義務に当たる提出物などを期限内に提出している者の中から毎年選考する。原則として国際的なレベルに達する将来性のある選手を選考することとし、下記の基準を目安として決定する。登録は個人登録とする。

- 1 世界選手権日本代表派遣選手資格があり、競技強化部が認めた者。
- 2 前年度世界選手権 8 位入賞の記録を更新した者

### (認定取り消し)

#### 第6条

- 1 競技部は、第3条、第8条に反する場合は、強化指定選手の認定を取り消すよう理事会に求めることができる。
- 2 理事会はその決議により強化指定選手の認定を取り消すことができる。

### (強化指定選手登録)

第7条 強化指定選手として認定されるためには、本会に会員登録及び本会指定の選手誓約書を

提出しなければならない。本会を退会した時点で、強化指定選手から除外する。

(他団体登録)

強化指定選手として認定された選手は、他団体に登録しても本会に選手として登録を継続したうえで国際派遣代表としての地位を保全され、代表選考会にも出場できる。

(強化指定選手等の義務)

第8条 強化選手として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。

- 1 本規程第2条の選手強化事業に、指定された回数参加すること。
- 2 認定を受けた者は、指定期間内にメディカルチェックを提出しなければならない。
- 3 日本ドーピング防止規定を遵守すること。
- 4 本会の定める諸規定、誓約事項を遵守すること。
- 5 本会の目的であるスポーツとしてのカヌーを普及し、これをとおして障害者の生活圏、行動圏を拡大していくことに寄与すること。
- 6 自らの社会的立場を認識し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらねばならない。

第二章 選手の肖像権について

(選手の肖像等の使用／広告宣伝活動)

- 1 本会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は原則として本会に帰属するものとする
- 2 選手は、障害者カヌー競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等(以下「広告宣伝活動等」という)に関与する場合、本会に予め届け出て、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、本会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。

第三章 罰則について

(目的)

第1条 障害者カヌーの正しい発展のために各種の罰則を定める。強化推進委員会は本会関係者の違反行為並びに提訴された諸問題に対して、調査、検討し、理事会提出の原案を作成する。

2 罰則に関する決定は理事会が行う。

(登録に関する違反)

第2条 本会の定める諸規定に関する違反があった場合には、罰則を科する。

(審判員に対する違反)

第3条 審判員に対して、個人または団体がスポーツマンシップに反する行為をしたときは罰則を

科する。

(罰則の内容、期間)

第4条 違反行為者並びに団体に対する罰則の内容、期間は、違反行為の内容により訓告、戒告、解職、特定の試合数の出場停止、特定の期間の試合の出場停止、試合の永久出場停止、公的職務の就業禁止、罰金の付加等の罰則を適用する。なお、これらの罰則は組み合わせることもできる。但し、行為後の状況に応じて罰則の軽減をすることができる。

(補足)

第5条 第2条から前条に定めるほか、提訴、検討、調査などによって適時罰則を適用することができる。この決定に対する不服申し立ては、JSAAの仲裁手続きにより解決されるものとする。また、スポーツに関する争いが生じた場合もJSAAの仲裁手続きにより解決されるものとする。

この規程は、日本カヌー連盟の規程に準ずる。

(施行)

この規程は、平成 29年 4月 23日より施行する